

市民後見人養成講座

(令和6年度 基礎研修・フォローアップ研修)

誰もが安心して暮らせる地域へ・・・

成年後見制度とは

認知症や障がいなどで判断能力の十分ではない方のために、本人の権利を守る支援者を選び、必要な契約を結んだり財産を管理したりして、本人を法的に支援する制度です。

本講座は、成年後見制度や関連する福祉制度をはじめ、その対象となる方への理解を深める講座です。

～ 受講者募集 ～

受講を希望される皆様へ

1	開催日時	令和6年11月7日(木)・11月14日(木)・11月21日(木) " 11月27日(水)・12月5日(木)・12月12日(木) " 12月16日(月)・12月19日(木)・12月23日(月)
2	会場	魚津市社会福祉協議会会議室ほか
3	対象	次の事項に該当する方 ・18歳以上の市内在住、在勤の方 ・成年後見制度及び福祉活動に関心のある方 ・概ね半数以上の講義を受講できる方 ・受講後、市民後見人或いは生活支援員として活動いただける方 ※昨年受講された方はフォローアップとして科目を選択し受講いただけます。
4	定員	20名程度 ※受講料無料
5	申込方法	氏名・年齢・住所・電話番号を下記申込迄ご連絡ください (FAX、郵送、電話いずれでも可)

申込〆切
10/31(木)

主催：社会福祉法人魚津市社会福祉協議会
問合せ・申込先：〒937-0801 魚津市新金屋 2-13-26 TEL 0765-22-8388 FAX 0765-22-8390